

主催者について

Q 指定管理者も主催者となり、コンサートを実施することは可能ですか？

A 都道府県、市町村、当財団に加えて四者共同主催で実施します。

Q 指定管理者が民間企業や商工会等でも申込みすることは可能ですか？

A 市町村から指定を受けている団体であれば問題ありません。

Q 指定管理者が主催に入る場合、経費分担の指定はありますか？

A 指定はありません。チケット収入および開催地主催者負担分の経費分担は、市町村と調整してください。なお、全て指定管理者負担となる場合でも問題ありません。

Q 市町村教育委員会が主催者となることは可能ですか？

A 市町村教育委員会が主催者に加わる、または市町村に替わることが可能です。

Q 政令指定都市でも申込みすることは可能ですか？

A 可能です。

Q 実行委員会がコンサートを運営することは可能ですか？

A 可能です。ただし、申込みは必ず市町村もしくは市町村教育委員会からお願いします。

Q 過去に採択されたことがあります、再び申込みすることは可能ですか？

A 何度でもご応募頂けます。

会場について

Q 市町村内に文化ホールはありませんが、申込みすることは可能ですか？

A 文化ホールが無い場合は、公民館や公立体育館（学校含む）を会場にすることが可能です。

Q 会場の規模（客席数）に制限はありますか？

A 制限はありません。

Q 都道府県立ホールは対象ですか？

A 対象外です。

Q 予定の会場は建設中ですが、申込みすることは可能ですか？

A 年度内に開催が可能であれば問題ありません。申込みの際に会場資料が必須となりますので、可能な限り添付してください。

Q 会場に反響板はありませんが、コンサートを開催することは可能ですか？

A 会場に反響板として代用可能なパネル等があれば使用します。無い場合は、当財団所有の仮設反響板を持込みます。（送料は当財団負担）

Q コンサートの前日や翌日も会場を使用しますか？

A 公演によってピアノ調律や舞台の仕込みのために前日も会場を使用します。また、交流プラン（鑑賞教室/子どもミニコンサート/クリニック/マスタークラス）を実施する場合は、コンサートの前日、当日、翌日のいずれかとなります。

Q 会場にピアノはありませんが、ピアノをレンタルすることでピアノを必要とする公演を開催することは可能ですか？

A 可能です。ただし、レンタル費用は開催地主催者にご負担頂きます。（ピアノ2台を必要とする公演を除く）。なお、レンタルするピアノはメーカーや機種を指定する場合があります。